なお、特定建設工事共同企業体にあっては、各構成員が令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　申請書及び確認資料の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等委に関して指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者が下記㋐の実績を有していること。構成員にあっては下記㋐、又は下記㋐ⓐ及びⓒの要件を満たす実績を有すること。

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル工事で、次のⓐからⓒの要件を満たす施工実績。

ⓐ　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80㎡以上であること。

ⓑ　トンネル施工延長が300ｍ以上であること。

ⓒ　施工実績が適切なものであること。

ただし、ⓐからⓒは同一トンネルでの施工実績であること。施工延長については掘削及び覆工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　次に掲げる基準を満たす設計技術者を本設計業務に配置できること。なお、設計技術者とは管理技術者と照査技術者をいう。ただし、管理技術者と照査技術者は兼務することはできない。

設計技術者は、本建設工事の配置予定技術者と同一の者とすることができる。本案件における設計技術者の専任は要しない。

特定建設工事共同企業体にあっては、管理技術者は代表者から配置し、照査技術者は分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員からの配置が必要である。

㋐　下記のいずれかの資格を有する者であること。

ⓘ　技術士（技術士法による登録を行っている者）

・総合技術監理部門（建設）
・建設部門（トンネル）

ⓘⓘ　国土交通省登録技術者資格（下記の区分に該当する資格）

・施設分野：トンネル
・業務：計画・調査・設計

国土交通省登録技術者資格は、国土交通省ホームページで公開する。

国土交通省ホームページアドレス
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

ⓘⓘⓘ　その他の資格

・土木学会認定土木技術者
・特別上級土木技術者資格（地盤・基礎）
・上級土木技術者資格（地盤・基礎）
・１級土木技術者資格（地盤・基礎）

④　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

代表者の技術者が下記㋐及び下記㋑の要件を満たしていること。各構成員の技術者は、下記㋐及び㋑、又は下記㋐並びに㋑ⓘⓐ及びⓒの要件を満たしていること。

㋐　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ⓘの要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。
・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ⓘ１）工事規模　ＮＡＴＭによるトンネル工事で、次のⓐからⓒの工事規模の技術者として従事した経験を有すること。

ⓐ　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）80㎡以上であること。

ⓑ　トンネル施工延長が300ｍ以上であること。

ⓒ　施工経験が適切なものであること。

ただし、ⓐからⓒは同一トンネルでの施工経験であること。施工延長については掘削及び覆工を実施する区間の延長であること。

２）従事期間　上記１）の工事に従事した期間が、工事の全工期（準備・後片付け期間は除く）の１／２以上、または、365日以上に従事していること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事のうち説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が説明書に示す点数未満のものを除く。

⑤　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑥　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。